

令和2年度教育長提と教育長回答の比較

保存会提言(令和2年7月16日)	教育長回答(令和2年8月7日)	摘要
さて、平成30年4月施行の改正文化財保護法に市町村が策定する「文化財保存活用地域計画」(以下「地域計画」という。)の規定が新たに加わったところですが、この規定は従前からあった「歴史文化基本構想」の法制化だといわれています。静岡県では、さっそく文化財保護法に基づき、令和2年3月に地域計画策定の基本的な指針となる「静岡県文化財保存活用大綱」を策定したところです。 当保存会の活動経験から考えますに、文化財の保存活用を一層充実したものとするには、総合性、計画性、持続性が大事であり、保存活用と言いつつも、これらを欠いたまま、文化財に手を加えることは、後日大きな問題が発生する場合もあろうかと思えます。 こうしたことから、早期に地域計画を策定する必要があるものと思慮致します。 なお、文化財は、市民の貴重な財産であり、その保存活用には、市民が主体的に関わる必要があるものと考えますことから、当保存会では、自主的に「文化財保存活用地	文化財保存活用地域計画につきましては、今後計画性を持って作成していく方針であります。 御承知のとおり、本市では令和元年度と令和2年度の2ヶ年で江戸城石垣石丁場跡保存活用計画を作成し、令和3年度から同計画の運用を開始致します。 本市の文化財保存活用地域計画は、江戸城石垣石丁場跡保存活用計画とその運用状況を考慮したものにしたいと考えておりますので、文化財保存活用地域計画の着手につきましては、お待ちいただきますようお願い申し上げます。	

域計画促進協議会」(仮称)の設置準備をはじめております。合わせてご理解をお願い申し上げます。

当保存会では、「歴史文化基本構想」あるいは「地域計画」の策定についてこれまで数度にわたり提言してきたところですが、「静岡県文化財保存活用大綱」が策定された今、あらためて、下記の通り提言致します。

大変お忙しいこととは存じますが、趣旨をご理解いただき、格別のお取りはからいを賜りますようお願い申し上げます。なお、本提言をご検討いただいた結果につきまして、書面にてご回答賜れば大変ありがたく存じます。

敬具

記

1. 文化財保護法に基づく「文化財保存活用地域計画」を早期に策定すること。